

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

- 一般病棟入院基本料に関する事項
 - 一般病棟（3階）・・・・一般病棟入院基本料 急性期一般入院料4
上記病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。尚、時間帯毎の看護職員の配置は次の通りです。
09時00分～17時00分 ：看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は8人以内
17時00分～翌09時00分 ：看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は19人以内

- 特定入院料に関する事項
 - 緩和ケア病棟(2階)・・・・緩和ケア病棟入院料
上記病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。
尚、時間帯毎の看護職員の配置は次の通りです。
09時00分～17時00分 ：看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は3人以内
17時00分～翌09時00分 ：看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は6人以内
両病棟とも夜勤を行う看護師の数は、2人以上です。

- 入院時食事療養に関する事項
 - 入院時食事療養（Ⅰ）
管理栄養士によって管理された食事を適時、かつ適温で提供しています
配膳時間： 朝食：8時 昼食：12時（正午） 夕食：18時
食堂における食事の提供をしています。

- 180日を超える入院期間に関する事項
 - 入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内に同一傷病にて当院又は他の医療機関入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合を除き、入院基本料の15%を180日越えに係る保険外併用療養費『選定療養』として下記の料金が患者さんの負担になります。

一般病棟入院基本料 急性期一般入院基本料4	2,412円(1日につき)※1
-----------------------	-----------------

※1 緩和ケア入院料算定時は対象外です。

関東信越厚生局への届出事項

2025年4月1日

当院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

基本診療料の施設基準	特掲診療料の施設基準	
一般病棟入院基本料：急性期一般入院料4	在宅	
特定入院料：緩和ケア病棟入院料 1	在宅療養支援病院(3)	
感染対策向上加算3・連帯強化加算	在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料	
医療安全対策加算2・医療安全対策地域連携加算2	在宅がん医療総合診療料	
機能強化加算・診療録管理体制加算3	画像診断	
患者サポート体制充実加算・せん妄ハイリスクケア加算	C T撮影~口（16列以上64列未満のマルチスライス型の機器） ※C Tは80列以上のマルチスライス型の機器となります	
データー提出加算 1、 3		
後発医薬品使用体制加算 3		
特掲診療料の施設基準	手術	
がん性疼痛緩和指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術	
ニコチン依存症管理料	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造術を含む）	
がん治療連携指導料・相談体制充実加算	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	
検体検査管理加算 1	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	
医療DX推進体制整備加算5	(症例数：2024年1月～2024年12月)	症例数
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	区分 1 肺悪性腫瘍手術等	0件
入院ベースアップ評価料 82	区分 2 尿道形成手術等	0件
	区分 2 肝切除術等	0件
	区分 2 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件
	区分 3 バセドウ甲状腺全摘出（亜全摘）術（両葉）	0件
食事療養	区分 3 食道切除再建術等	0件
入院時食事療養（Ⅰ）	区分 4 に分類される手術	11件

指定・認定等の状況

- 生活保護法指定医療機関
 - 原子爆弾被害者一般疾病医療機関
 - 日本人間ドック学会指定施設
- 日本医療機能評価機構認定施設 3rdG：Ver2.0
 - マンモグラフィ検診施設画像認定施設
 - 臨床研修協力認定施設